

サイバーハイスクール学則

株式会社サイバーハイスクール

サイバード大学学則

第1章 目的・使命および自己点検・評価等

(目的・使命)

第1条 サイバード大学（以下「本学」という。）は、学校教育法第83条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とともに、経済・科学技術・文化の発展に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的・使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、本学の教職員以外の者による検証を行うものとする。

第2章 構成、収容定員および教育研究上の目的

(学部、学科の収容定員および教育研究上の目的)

第3条 本学に、IT総合学部を置く。

2 前項の学部に置く学科の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

学科名	入学定員	2年次編入定員	3年次編入定員	収容定員
IT総合学科	800人	50人	325人	4,000人

3 本学に設置する学部学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

IT総合学部IT総合学科は、一般生活や事業活動における社会基盤として不可欠な情報通信技術の基礎知識から応用技術までを身に付け、技術革新の潮流を捉えたITの実践的価値観を育むを通じて、ビジネス原理に基づく経済価値の創造を探求することを教育研究目的とする。

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(授業サポートセンター)

第5条 本学に、授業サポートセンターを置く。

2 授業サポートセンターに関する事項は、別に定める。

(学生サポートセンター)

第6条 本学に、学生サポートセンターを置く。

2 学生サポートセンターに関する事項は、別に定める。

(システムサポートセンター)

第7条 本学に、システムサポートセンターを置く。

2 システムサポートセンターに関する事項は、別に定める。

(キャリアサポートセンター)

第8条 本学に、キャリアサポートセンターを置く。

2 キャリアサポートセンターに関する事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 本学に、事務局を置く。

2 事務局内の組織構成および業務分掌に関する事項は、別に定める。

第3章 教職員等

(教職員)

第10条 本学の教職員として、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、インストラクター、メンター、事務職員およびその他の必要な職員を置く。

(副学長)

第11条 本学に、副学長を置くことができる。

(学部長)

第12条 学部に、学部長を置く。

第4章 教授会、学長選任

(教授会)

第13条 本学に教授会を置く。

2 教授会の組織、議長、審議事項その他教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選任)

第14条 学長の選任および学長の解任については、本学を運営する株式会社サイバー大学取締役会において決議する。

第5章 学年・学期・休業日

(学年および学期)

- 第15条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 2 学期は次の2期とする。
- 春学期 4月1日から9月30日まで
- 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 3 学長が必要と認めるときは、春学期および秋学期の期間を、臨時に変更することがある。

(休業日)

- 第16条 休業日は次のとおりとする。
- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
- (3) その他の休業日は、年度毎に定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行う日とすることができる。
- 3 学長が必要と認めるときは、休業日を臨時に変更し、または臨時に休業日とすることがある。

第6章 学生等の種類

(学生等の種類)

- 第17条 本学が開設する授業科目を履修し、単位の修得ができる者は、正科生、科目等履修生および特別聴講学生とする。特別の課程履修生は、開講する履修証明プログラムごとの定めにより、単位を修得できる場合がある。
- 2 正科生とは、本学を卒業することを目的として入学する者をいう。
- 3 科目等履修生とは、大学入学資格の有無を問わず、一または複数の授業を履修する者をいう。
- 4 特別聴講学生とは、他大学等との協議に基づき、本学が受け入れる者をいう。
- 5 特別の課程履修生とは、履修証明プログラムを履修する者をいう。
- 6 本学則における学生以外の者とは、第2項に定める正科生以外の者をいい、本学の科目等履修生、特別聴講学生および特別の課程履修生を含む。

第7章 修業年限および在学年限

(修業年限)

- 第18条 正科生の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第19条 正科生の在学年限は、8年を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、再入学、編入学および転入学した正科生ならびに本学の科目等履修生であった者が正科生として入学した場合は、その者のが在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合には、教授会の意見を聴いた上で、学長は在学年限の延長を認めることができる。

第8章 入 学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学長が認めるときは、当該時期と異なる時期を入学時期とすることができます。

(入学資格)

第21条 正科生として本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。なお、本学との協定等に基づく者を除いては、他大学等の正規課程と二重に在籍しての入学は認めない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (10) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めた者
- (11) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校卒業と同等以上の学力が

あると認めた者で、入学する年度の4月1日時点で満18歳に達した者

- 2 科目等履修生として本学に入学できる者は、入学する年度の4月1日時点で満15歳に達した者で、本学が開設する授業科目を履修し得る能力があると認められる者とする。

(入学出願手続)

第22条 入学志願者は、次の各号の出願書類に別表1に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身学校長記載の調査書（卒業証明書および成績証明書をもってこれに代えることができる）または、検定合格証書等大学入学資格を証する証明書（正科生での出願に限る）
- (3) その他本学が必要と認める書類

(入学の選考)

第23条 入学志願者の選考は、前条の書類により、教授会の意見を聴いた上で、学長が行う。

(入学手続)

第24条 前条により合格とされた者は、本学所定の書類に、別表2に定める入学金、所定の授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他の費用を添えて、指定の期日までに提出するとともに、本人確認を終了しなければならない。

(入学許可)

第25条 学長は、前条の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

- 2 入学を許可された正科生には学生証、正科生以外の者には受講証を交付する。
- 3 前項の学生証または受講証は常時携帯し、本学が求めたときは、ただちに提示しなければならない。

(再入学、編入学、転入学)

第26条 次の各号の一に該当する者が本学の入学を志願するときは、書類選考をし、また教授会の意見を聴いた上で、学長が相當年次に入学を許可することができる。

- (1) 本学または本学以外の他の大学（外国の大学を含む。）を卒業した者で再入学（学士入学）を志願する者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で再入学（学士入学）を志願する者
- (3) 短期大学（外国の短期大学を含む。）、高等専門学校（外国の高等専門学校を含む。）、旧国立工業教員養成所または旧国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願する者
- (4) 専修学校の専門課程、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科および特別支援学校の専攻科（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基

- 準を満たす者に限る。) を修了した者 (学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。) で編入学を志願する者
- (5) 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校、教員養成諸学校の課程を修了し、または卒業した者で編入学を志願する者
- (6) 本学以外の他の大学 (外国の大学を含む。) に在学中の者で転入学を志願する者
- (7) 本学以外の他の大学 (外国の大学を含む。) を退学または除籍された者で転入学を志願する者
- (8) 本学を退学または除籍された者で再入学を志願する者
- 2 前項の規定により正科生として入学を許可された者の既に履修した授業科目および修得した単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定する。
- 3 編入学者、転入学者および第1項第1・2号に定める再入学 (学士入学) 者の入学手続等に関しては、第22条から第25条の例による。ただし、第22条2号に定める書類は、卒業証明書または在籍証明書および成績証明書と読み替えるものとする。
- 4 第1項第8号に定める再入学者の入学手続等に関しては、別に定める。

第9章 授業科目および単位

(授業科目)

- 第27条 授業科目は、教養科目、外国語科目および専門科目に区分する。
- 2 開設する授業科目の名称および単位数は、本学履修規程に定めるところによる。
- 3 学生は他の学部の授業科目を、本学の定める範囲内で、履修することができる。

(授業の方法)

- 第28条 授業は、インターネットを利用して教室以外の場所で行う講義、演習および卒業研究により行う。
- 2 毎回の授業の実施に当たっては、電子メール等を活用した設問解答、添削指導、論文指導ならびに質疑応答等による学修指導を併せ行う。
- 3 当該授業に関する学生間の意見交換は、本学のオンラインキャンパス上に電子掲示板を設け活用する。

(単位の基準)

- 第29条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とする。

(授業科目の単位)

- 第30条 講義科目および演習科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2 卒業研究の授業科目については、これに必要な学修等を考慮して単位を定める。

(単位の授与および学修証明の交付)

第31条 授業科目を履修した学生に対しては、成績を審査し、合格した者には所定の単位を与える。

- 2 成績は、A・B・C・D・Fの5級とし、A・B・C・Dを合格とし、Fを不合格とする。
- 3 成績の審査、合格の基準、単位の算定等については、別に定める。
- 4 本学の学生、科目等履修生または特別の課程履修生として体系的に開設された授業科目または履修証明プログラムの単位を修得した者に対して、教授会の意見を聴いた上で、学長は学修成果の証明を交付することができる。

(履修科目の上限および下限)

第32条 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限および下限は、別に定める。

- 2 別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学、専門職大学または短期大学における授業科目の履修等)

第33条 教育上有益と認めるときは、本学と他の大学、専門職大学または短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の他大学等に留学する場合、外国の他大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、および外国の他大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学、専門職大学、短期大学または外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生および特別の課程履修生として本学において修得した単位を含む。）および本学が別に定める資格を取得した成果に係る学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学以外の既修得単位等の認定の限度)

第36条 第33条から第35条の規定により卒業の要件となる単位として認定することができる単位数は、編入学および転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第37条 本学の学生以外の者が、本学の科目等履修生および特別の課程履修生として一定の単位を修得した後に本学に入学する場合において、その者が修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の意見を聴いた上で、学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

第10章 卒業および学位

(卒業)

第38条 本学に正科生として4年（第26条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、124単位以上を修得した者には、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、3年以上在学した者が、所定の単位を優れた成績で修得した場合、教授会の意見を聴いた上で、学長はその卒業を認めることができる。
- 3 前項の規定による早期卒業の資格については、別に定める。

(学位)

第39条 前条の規定により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関する事項は、別に定める。

第11章 休学、留学、退学、転学、除籍および転学部

(休学)

第40条 正科生は、学期を単位として、届出により休学することができる。ただし、正科生の学費負担者が本人以外の場合は、保証人連署の届出により休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して4学期間を超えることができない。ただし、2年次に編入学した者については通算して3学期間、3年次に編入学した者については通算して2学期間を超えることができない。
- 3 休学期間は、休学の許可を受けた学期の終了日までとし、届出がない限り、次の学期の始めに復学するものとする。

- 4 休学期間は、第18条に規定する修業年限に算入しない。
- 5 休学期間は、第19条に規定する在学年限に算入する。ただし、第38条第3項に定める早期卒業によらない限り、休学期間を除いて4年経過後でなければ卒業は認められない。
- 6 休学期間中の授業料は免除する。ただし、休学期間中であっても、学籍管理料およびシステム利用料は本学所定の期日までに納めなければならない。

(留 学)

- 第41条 外国の大学等に留学を希望する者は、あらかじめ学長の許可を受けるものとする。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に通算することができる。

(退 学)

- 第42条 退学しようとするときは、届け出なければならない。ただし、退学しようとする者の学費負担者が本人以外の場合は、保証人連署の上、届け出なければならない。

(除 籍)

- 第43条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍とし、修得した単位を抹消することができる。
- (1) 授業料または学籍管理料およびシステム利用料その他の費用の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者
 - (2) 在学年限を超えた者
 - (3) 第40条第2項の休学期間を超えて、なお復学できない者
 - (4) 履修登録を怠り、督促してもなお行わない者
 - (5) 死亡した者または行方不明の者
- 2 除籍の基準および除籍の日については、別に定める。

(転学部)

- 第44条 他の学部に転学部を志願する者は、選考の上これを許可することがある。
- 2 前項の規定により、転学部を志願しようとするときは、現に在籍する学部の長の許可を受けなければならない。
 - 3 転学部した者の在学年数には、元の学部の在学年数の全部または一部を算入することができる。

第12章 賞 罰

(表 彰)

- 第45条 学長は、学生として特に表彰に値する行為があった者を表彰することができる。
- 2 表彰者の決定等に関しては、別に定める。

(懲 戒)

第46条 学長は、本学の学則もしくは規程等に反し、または学生の本分に反する行為があつた者を懲戒に処することができる。

- 2 前項の懲戒は、訓告、停学、退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる場合
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる場合
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合
- 4 懲戒の決定等に関しては、別に定める。

第13章 科目等履修生および特別聴講学生

(科目等履修生)

第47条 本学に科目等履修生として志願する者があるときは、収容定員に余裕がある時に限り、選考の上、学修を許可することがある。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 特別聴講学生の受入手続および学費等の取扱い等については、当該大学等との協定等による。

第14章 授業料等

(入学検定料)

第49条 本学に入学を志願する者は、第22条に定める手続と同時に別表1に定める入学検定料を納めなければならない。

(入学金、授業料、登録料、学籍管理料、システム利用料、その他の費用)

第50条 入学金、授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料の額は、別表2のとおりとし、その他の費用については別に定める。

- 2 入学金、授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他の費用は、所定の期日までに納めなければならない。期日までに納付が完了しない場合、学期開始の前に、学生の身分で得られる役務の提供を本学は停止する。

(既納の入学金・授業料等)

第51条 既納の検定料、入学金、授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他の費用は、次項に定める場合を除き、事情の如何に問らず返還しない。

- 2 授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他の費用については、第20条に

規定する入学の時期までに入学を辞退した場合に限り、本人の請求により返還する。

(退学者の納入金の取扱い)

第52条 学期の途中で退学した者でも、その期の授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他の費用は納めなければならない。

第15章 公開講座等

(公開講座等)

第53条 本学は、広く社会に対し学習の機会を提供するとともに、生涯学習の振興に資するため、公開講座等を開設する。

2 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定に基づき、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程（以下「履修証明プログラム」という。）を編成することができる。履修証明プログラムに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 本学則は、大学設置認可の日（2006年11月30日）から施行する。
- 2 本学則は、2006年12月1日に一部改正施行する。
- 3 本学則は、2007年1月1日に一部改正施行する。
- 4 第3条第2項の規定にかかわらず、2007年度から2009年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部名	2007年度	2008年度	2009年度	備 考
IT総合学部	600人	1,200人	1,850人	2009年度は3年次編入50人を含む
世界遺産学部	600人	1,200人	1,850人	同 上
計	1,200人	2,400人	3,700人	

- 5 本学則は、2011年4月1日に一部改正施行する。
- 6 世界遺産学部は2010年度秋学期以降、学生募集を停止する。
- 7 第40条第2項については、2011年度以降入学の正科生に適用する。ただし、2010年度以前入学の正科生については、「8学期間」と読み替えて適用する。また、2010年度以前入学の正科生で、かつ3年次に編入学した者については通算して「4学期間」と読み替えて適用する。
- 8 第40条第5項については、2011年度以降入学の正科生に適用する。2010年度以前入学の正科生については、休学期間は在学年限に算入しない。
- 9 本学則は、2013年4月1日に一部改正施行する。
- 10 第19条第1項については、2015年度秋学期以降入学の正科生に適用する。2015年度春学期以前入学の正科生については、在学年限を12年と読み替えて適用する。同様に、2015年度春学期以

前に、再入学、編入学および転入学した正科生ならびに本学の科目等履修生であった者が正科生として入学した場合の在学年限は、その者の在学すべき年数の3倍に相当する年数と読み替えて適用する。

- 11 2013年度以前入学の正科生は、履修登録を行い、かつ授業料を納付した場合に限り、学籍管理料の支払を免除する。ただし、入学時期にかかわらず、履修登録を行う科目等履修生、特修生または本学に在籍するものの休学もしくは履修登録を行わない正科生は、所定の期日までに学籍管理料を支払わなければならない。なお、特別聴講学生に係る登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他費用については、他大学等との協定等に基づき決定する。
- 12 本学則は、2015年4月1日に一部改正施行する。
- 13 本学則は、2016年4月1日に一部改正施行する。
- 14 本学則は、2017年4月1日に一部改正施行する。
- 15 本学則は、設置者変更認可の日（2019年1月1日）から施行する。
- 16 本学則は、2019年4月1日に一部改正施行する。
- 17 世界遺産学部は、2019年3月16日をもって廃止とする。
- 18 本学則は、2019年5月1日に一部改正施行する。
- 19 本学則は、2020年4月1日に一部改正施行する。
- 20 本学則は、2021年4月1日に一部改正施行する。
- 21 本学則は、2022年4月1日に一部改正施行する。
- 22 本学則は、2023年4月1日に一部改正施行する。
- 23 本学則は、2024年10月20日に一部改正施行する。2024年度以前に大学入学資格を有さずに特修生として入学した者は、改正前の学則に基づき、履修した授業科目の単位を修得することはできず、正科生への転籍後の修業年限に通算しない。
- 24 本学則は、2025年4月1日に一部改正施行する。
- 25 本学則は、2026年4月1日に一部改正施行する。

別表 1

入学検定料	10,000円
-------	---------

別表 2

区 分	金 額
入学金	100,000円
授業料（1単位当たり）	22,000円
登録料（1学期当たり）	20,000円
学籍管理料（1学期当たり）	12,000円
システム利用料（1学期当たり）	16,000円

- 1 入学金は、正科生から入学時に徴収する。
- 2 登録料は、正科生以外の者から学期ごとの履修登録時に徴収する。
- 3 システム利用料は2019年度春学期以降、すべての正科生および科目等履修生に適用する。
- 4 別表 2における1単位当たりの授業料（22,000円）は、2024年度春学期以降入学のすべての正科生および科目等履修生に適用する。2023年度秋学期以前入学の正科生および科目等履修生のうち継続して在籍する者については、21,000円と読み替えて適用する。